
輸送の安全に関する情報の公表について

～運輸安全マネジメントに関する取り組み～

2024年11月

北海道中央バス株式会社

目 次

| | |
|--|-----|
| 1. 輸送の安全に関する基本的な方針 | 1 |
| 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況 | 2 |
| 3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 | 3 |
| 4. 安全管理規程 | 3 |
| 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置 | |
| (1) 2023 年度に輸送の安全のために講じた主な措置（実施） | 3-5 |
| (2) 2024 年度に輸送の安全のために講じる措置（計画） | 5 |
| 6. 輸送の安全に関する情報伝達体制その他組織体制 | 6 |
| 7. 輸送の安全に関する教育・研修等の実施状況 | 6 |
| 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びその措置 | 6 |
| 9. 行政処分について | 7 |
| 10. 一般貸切旅客自動車運送事業における公表事項について | 7 |
| 11. 安全統括管理者 | 7 |

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本的方針として、「安全方針」を定め、「人命尊重・安全最優先」の理念のもと、経営トップから社員一人ひとりに至るまで一丸となって安全管理体制の構築、輸送の安全性の向上に取り組んでいます。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを確実に実施し、安全対策を絶えず見直すことにより、輸送の安全性の向上に努めます。また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

【安全方針】 北海道中央バス株式会社

人命尊重・安全最優先

“より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - 車外人身事故を無くすため、右左折時は一旦停止による安全確認を徹底します。
 - 車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らすため、お客様への声かけ等を徹底します。

平成30年6月28日

代表取締役社長 **二階堂 恭仁**

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 2023 年度（令和 5 年度）の目標及び達成状況

令和5年度

輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 事故件数 過去3年平均の10%減少
3. 踏切事故ゼロを継続
4. 飲酒運転ゼロ
5. 危険ドラッグ等 薬物乱用の絶無

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らす

●達成状況

「2. 事故件数 過去3年平均の10%減少」については、有責人身事故件数有責事故件数が、目標を達成することができませんでした。
その他の項目は達成しました。

(2) 2024 年度（令和 6 年度）の目標は以下のとおりです。

令和6年度

輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 事故件数 過去3年平均の10%減少
3. 踏切事故ゼロを継続
4. 飲酒運転ゼロ
5. 危険ドラッグ等 薬物乱用の絶無

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らす

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年度における報告事故件数は144件でした。内容は以下のとおりです。

| 種類 | 件数 | 規則第2条中 |
|------------|------|--------|
| 被衝突事故 | 1件 | 第3号 |
| 被追突事故 | 1件 | 第4号 |
| 車内人身事故 | 10件 | 第7号 |
| 車両故障(路上故障) | 132件 | 第11号 |
| 合計 | 144件 | |

(参考) 道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故(抜粋)

| |
|--|
| 自動車事故報告規則(第2条) |
| 第3号 死者又は重傷者を生じたもの |
| 第4号 10人以上の負傷者を生じたもの |
| 第7号 操縦装置又は乗降口の扉の開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害を生じたもの |
| 第11号 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの |

4. 安全管理規程

別紙 「輸送安全管理規程」 参照

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 2023年度に輸送の安全のために講じた主な措置

① 乗務員安全教育の実施

運転技能や接客サービスの向上を目的とした安全教育を実施しています。当社グループ会社の中央バス自動車学校での研修も活用し、新規採用時から勤続年数別に継続して実施、長年にわたり乗務員の安全運転やサービスの習熟度向上を図っています。また、責任事故発生者に対する教習も実施しており、昨年度は合わせて386名の教習を実施しました。



中央バス自動車学校コース内で実施する勤続年数別乗務員教習

② デジタルタコグラフ代替による安全・経済運転の一層の推進

全車両を対象に、2019年12月から新型デジタルタコグラフ機器への代替更新を進めています。ドライブレコーダー搭載型として、映像も活用しながら引き続き「速度超過・エンジン回転・急加速・急減速・アイドリング」に関する指導を通じ安全・経済運転の意識向上を図っています。

③ 車内人身事故の防止対策

例年実施する「高齢者疑似体験」訓練に加え、バス利用者に対し、バス車内での放送や広告、また液晶運賃表示器「OBCビジョン」でも、走行中の車内移動による転倒事故防止のための注意呼びかけを行っております。



運賃表示器（OBCビジョン）による注意喚起



高齢者疑似体験訓練

④ 交差点右左折時の車外人身事故防止対策

交差点右左折時における歩行者等への安全確認を確実に実施し事故を防止するため、横断歩道手前等での一旦停止（または最徐行）に取り組んでいます。バス後部にステッカーを掲出し、取り組みをお知らせしています。



右左折時一旦停止ステッカー

⑤ 研修、会議等の実施・参加

輸送の安全に関する安全意識の向上や事故防止を図るため、職種を問わず社内での会議体や研修の開催及び社外研修・セミナーへの参加に取り組んでいます。

（社内会議・研修）

輸送安全管理委員会、所長研修、営業所常会等

（社外研修・セミナー）

NASVA 安全マネジメントセミナー、国土交通省 運輸防災マネジメントセミナー

国土交通省 運輸安全マネジメントセミナー、防災業務関係者研修

北海道運輸局自動車事故防止セミナー、

運輸事業の安全に関するシンポジウム

⑥ 健康起因事故を防止するための健康管理対策について

高速道路を運行する乗務員については、一般道よりも事故の被害が大きくなる可能性が高いことから、乗務員選任基準を定めるとともに、SAS(睡眠時無呼吸症候群)の検査・治療を実施しております。

また国のガイドラインを踏まえ、2019年6月から脳健診も順次実施。脳血管疾患の早期発見及び発症の予防に取り組み、社員の健康管理及び輸送の安全を図っております。

(2) 2024年度に輸送の安全のために講じる措置(計画)

別紙5「2024年度 輸送の安全に関する計画」に基づく取り組みを実施するとともに、以下の取り組みを実施いたします。

① 乗務員サービス規程に基づいた運転操作と指導

- 点呼、常会等において乗務員サービス規程に基づく指導を実施し、事故防止に取り組む基本的な事項を徹底します。

② ドライブレコーダーを活用した運転操作の確認と指導

- 自動車学校で実施する教習において、実際に当社で発生した事故、苦情等の映像を活用し、より効果的な教習を推進します。
- 各所においても映像を活用し、乗務員が自分自身を客観視する機会を設け、効果的な指導を実践します。

③ 路上故障防止のため、規定に基づく確実な点検、整備の実施と指導

- 路上故障を未然に防止すべく、規定に基づく点検、整備を確実に実施します。

④ 健康状態に起因する事故防止のため、点呼時の健康状態の確実な把握と有所見者への疾病の状況等の確認

- 点呼時における確実な健康状態の確認と、有所見者に対しては通院管理のみならず、疾病の状況を聴取、記録し、適切に管理します。

⑤ 重大事故(踏切事故含む)、自然災害、バスジャック等の定期的な訓練の実施

- BCPに基づく訓練を行い、有事の際の対応に備えます。

⑥ 高齢乗務員の事故防止を目的とした教習を実施

- 自動車学校における高齢者に特化した教習を実施します。

⑦ ヒヤリハット情報を収集し、事故の未然防止への取組

- 点呼時等にヒヤリハット事例を収集して記録し、事故の未然防止などの指導に活用します。

6. 輸送の安全に関する情報伝達体制その他の組織体制

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、輸送安全管理規程第 8 条第 4 項に、また事故・災害が発生した場合における報告連絡体制については、同規程第 13 条第 1 項に定め、それぞれ別紙のとおり定めています。

別紙 「輸送安全管理体制組織図」参照

別紙 「緊急時の連絡体制」参照

7. 輸送の安全に関する教育・研修等の実施状況

輸送の安全を確保し、安全目標を果たすための教育・研修等について、年間計画を策定し、別紙のとおり実施しています。

別紙 「2023 年度 輸送の安全に関する取り組み」参照

別紙 「2024 年度 輸送の安全に関する計画」参照

初任運転者に対して行う必要がある添乗による安全運転の実技指導については、別紙のとおり実施しています。

別紙 「初任運転者に対して行う安全運転の実技指導」参照

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びその措置

安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守徹底されているかについて確認するため、輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

- 実施期間 : 2024 年 1 月～2 月
- 被監査部署 : 本社各部門、バス事業部、全営業所
- 主な指摘事項 : 一部の営業所において『貸切バス運転者に対する一般的な指導の遅れ』等が確認された。
- 改善措置 : 上記内容について速やかに対応し、再発防止に向けて改善に取り組んでおります。

9. 行政処分について

弊社は、北海道運輸局により以下の処分を受けました。当件を厳粛に受け止め、法令を遵守するとともに、再度基本に立ち返り輸送の安全確保を徹底し再発防止に取り組めます。

| | |
|-------------|---|
| (1) 処分を受けた日 | 2024年7月24日 |
| ・対象営業所 | 岩見沢営業所 |
| ・処分の内容 | 事業用自動車の使用停止 60日車 |
| ・違反事項 | 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと。 |
| ・改善措置 | 整備工場、営業所での自動車検査証の確認方法を確実なものにし、自動車検査の実施状況の管理を徹底する。 |

10. 一般貸切旅客自動車運送事業における公表事項について

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかる事項のうち、国が公表することされている情報については、下記 URL から国が公表する安全情報をご覧ください。

○国土交通省ホームページ「貸切バス事業者の安全情報」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/bus/index.html>

11. 安全統括管理者

取締役 執行役員

中川原 清行 (2024年11月1日選任)